# 第７講　前近代の史料③

## 17　親鸞の悪人正機説

「**善人なをもちて往生をとぐ，いはんや悪人をや。**しかるを，世のひとつねにいはく，『悪人なを往生す，いかにいはんや善人をや』と。この条，一旦そのいはれあるににたれども，**本願他力**の意趣にそむけり。そのゆへは，自力作善（さぜん）の人は，ひとへに**他力**をたのむこゝろかけたるあひだ，**弥陀の本願**にあらず。……煩悩（ぼんのう）具足のわれらは，いづれの行にても生死をはなるゝことあるべからずを哀（あわれみ）たまひて，願をゝこしたまふ本意（ほい），悪人成仏（じょうぶつ）のためなれば，他力をたのみたてまつる悪人，もとも往生の正因（しょういん）なり。よりて善人だにこそ往生すれ，まして悪人は」と仰さふらひき。

**『歎異抄（たんにしょう）』**

「**善人でさえ極楽往生を遂（と）げる。ましてや悪人は当然往生できる。**しかし，世間の人は常に『悪人でさえ往生を遂げる，ましてや善人は当然往生できる』と言う。この言い方は，一応もっともであるように見えるけれども，阿弥陀仏の本願にすがって救われる，という考えに背（そむ）いている。その理由は，**自力で善行を積むことのできる人は，ひとえに阿弥陀仏に頼る心に欠けているので，本願にかなっていない。**……煩悩をまとった我々が，いかなる修行によっても生死を繰り返す輪廻（りんね）転生（てんしょう）の苦しみから逃れられないことを憐れまれて，我々を救済しようという願いを（阿弥陀仏が）起こされた本来の意図は，悪人こそを成仏させるためであるから，阿弥陀仏にすがる悪人こそが最も正しく往生を遂げることができるのである。だから善人でさえ往生する。ましてや悪人は当然往生できる」と**親鸞**さまはおっしゃられたのだ。

# 18　二条河原落書(らくしょ)

**此比(このごろ)都ニハヤル物。**夜討，強盗，謀**綸旨**(にせりんじ)。召人(めしうど)，早馬，虚(そら)騒動。生頸(なまくび)，還俗(げんぞく)，自由(まま)出家。俄(にわか)大名，迷者(まよいもの)，安堵(あんど)，恩賞，虚軍(そらいくさ)。本領ハナルヽ訴訟人。文書入タル細葛(ほそつづら)。追従(ついしょう)・讒人(ざんにん)，禅律僧。**下克上**スル成出者(なりでもの)。器用ノ堪否(かんぷ)沙汰モナク。モルヽ人ナキ**決断所**。キツケヌ冠上(じょう)ノキヌ。持モナラハヌ笏(しゃく)持テ。**内裏**(だいり)マジハリ珍シヤ。……誰ヲ師匠トナケレドモ。遍(あまね)クハヤル小笠懸(こかさがけ)。事新シキ風情(ふぜい)ナリ。京鎌倉ヲコキマゼテ。一座ソロハヌエセ**連歌**。在々所々(ざいざいしょしょ)ノ歌連歌。点者(てんじゃ)ニナラヌ人ゾナキ。譜第非成(ひせい)ノ差別ナク。自由狼藉(ろうぜき)ノ世界也(なり)。……**京童**(きょうわらべ)ノ口スサミ。十分一ソモラスナリ。

**『建武(けんむ)記〔建武年間記〕』**

**このごろ京の都で流行(はや)っているもの**は。夜討ち，強盗，**偽(にせ)の綸旨**。囚人，急使の早馬，から騒ぎ。生首，僧の還俗，勝手な出家。突然大名になる者，路頭に迷う者，本領安堵や恩賞を得るためにでっちあげられた戦(いくさ)。領地を離れて訴訟のために上京する者，彼らは証拠書類を入れた細葛を背負っている。こびへつらう者，悪口を言う者，禅宗(ぜんしゅう)・律宗(りっしゅう)の僧。**下剋上**で成り上がった者。有能無能を判断せず，誰彼なしに登用する**雑訴決断所**。着慣れない冠や高級衣類をまとい，持ち慣れない笏を持ち**内裏**に出入りする様子も珍しい。……誰が師匠というわけでもなく，小笠懸が流行るのも新しい風潮だ。京と鎌倉の方式が混じった，ばらばらで怪しげな**連歌**の会や，いたる所で行われる歌連歌では，全員が判定者というありさまだ。譜代と新参の区別もなく，全く無秩序な世の中である。……**京童**の噂として，十分の一を伝えたにすぎない。

## 19　半済令（はんぜいれい）

一，　寺社本所領の事　**観応（かんのう）**三・七・廿四御沙汰

諸国擾乱（じょうらん）に依り，……**近江（おうみ）・美濃（みの）・尾張（おわり）三ヶ国**の本所領**半分**の事，**兵粮料所（ひょうろうりょうしょ）**として，当年一作，軍勢に預け置くべきの由（よし），**守護人**等に相触れ訖（おわ）んぬ。**半分**に於いては，宜（よろ）しく**本所**に分かち渡すべし。……

**『建武以来追加』**

> 一，　**荘園**のこと　**1352年**7月24日の通達
>
> 諸国の騒乱（＝観応の擾乱・南北朝の争乱）により，……**近江・美濃・尾張3カ国の荘園の半分を，兵粮米徴収の地として，本年1年の収穫に限って守護の軍勢に預け置くこと**を**守護**に伝達した。残り半分は荘園領主に渡すように。……

# 20　明との国交

**日本准三后(じゅさんごう)某(それがし)**，書を**大明(だいみん)皇帝陛下**に上(たてまつ)る。日本国開闢(かいびゃく)以来，聘問(へいもん)を上邦(じょうほう)に通ぜざること無し。某，幸にも国鈞(こっきん)を乗(と)り，海内(かいだい)に虞(おそ)れ無し。特に往古の規法に遵ひて，**肥富(こいづみ)**をして**祖阿(そあ)**に相(あい)副(そ)へしめ，好(よしみ)を通じて方物(ほうぶつ)を献ず。……海島に漂寄(ひょうき)の者の幾許(いくばく)人(にん)を捜尋(そうじん)し，これを還(かえ)す。某誠惶誠恐(せいこうせいきょう)頓首(とんしゅ)々々謹言(きんげん)。

『善隣国宝記(ぜんりんこくほうき)』

日本の**准三后**の地位にある私（＝**足利義満**）が，国書を大明国の皇帝陛下（＝建文帝）に差し上げます。日本国が始まって以来，朝貢の使者を貴国に送らなかったことはありません。私は，幸いにも国政をつかさどり，国内を平穏に治めています。そこで，**古くからのしきたりに従い，正使である（僧の）祖阿に（博多商人の）肥富を副使として同行させ，親交を結ぶためにわが国の産物を献上いたします。**……日本に漂着した明の人々を捜し求め，幾人かをお返しいたします。私は，この上なく，心から怖れかしこまって，敬意を表して申し上げます。

# 21　土一揆・国一揆・一向一揆

## ①正長の徳政一揆

**正長**元年九月　日，一天下の**土民**蜂起す。**徳政**と号し，**酒屋，土倉，寺院**等を破却せしめ，雑物等恣にこれを取り，借銭等悉これを破る。**管領**これを成敗す。凡そ亡国の基，これに過ぐべからず。**日本開白以来，土民蜂起是れ初めなり。**

**『大乗院日記目録』**

> **1428 年**９月　日，天下の**土民**が一斉に蜂起した。**徳政**と叫んでは，**酒屋・土倉・寺院**などを破壊し，さまざまな質入れ物を勝手に奪い取り，貸借証文などをすべて破り捨てた。管領の畠山満家がこれを取り締まった。およそ国が滅びる要因として，これ以上のものはない。**日本の国が始まって以来，土民の蜂起はこれが最初である。**

## ②山城の国一揆

（文明十七年十二月十一日）　今日**山城国人**集会す。上は六十歳，下は十五六歳と云々。同じく一国中の**土民**等群集す。今度両陣の時宜を申し定めんがための故と云々。しかるべきか。但し又**下極上のいたりなり。**

（同十七日）　両陣の武家衆各引き退き了んぬ。**山城**一国中の**国人**等申し合はす故なり。自今以後に於いては両**畠山**方は国中に入るべからず。**本所領**共は各本の如くたるべし。**新関**等一切これを立つべからずと云々。珍重の事なり。

（文明十八年二月十三日）　今日**山城国人，平等院**に会合す。**国中の掟法**なお以てこれを定むべしと云々。およそ神妙。但し興成せしめば，天下のため，しかるべからざる事か。

**『大乗院寺社雑事記』**

> **1485 年** 12 月 11 日　今日，**山城国**の**国人**たちが集会を開いた。上は 60 歳，下は 15，6 歳ということだ。同様に山城国中の**土民**たちも集まった。今度の**両畠山陣営**（＝畠山政長・義就軍）**に対する措置**を相談して決めるためだという。当然のことであろう。ただし，これは**下剋上の極みである。**
>
> 同 17 日　両陣の武士はそれぞれ引き上げた。山城国中の国人たちが申し合わせたためである。**今後は両畠山の軍勢は国内に入ってはならない。本所が支配する荘園などはそれぞれ元の支配関係に戻す。新しい関所は一切設置してはならない**という。めでたいことである。
>
> 1486 年２月 13 日　今日，山城国の国人たちが**平等院**で会合した。**国掟**をさらに制定するのだという。まったく殊勝なことだ。しかし，勢いづかせてしまうと，天下のためによくないことではないか。

### ③加賀の一向一揆

叔和西堂語りて云く。今月五日**越前**府中に行く。それ以前越前の合力勢**賀州**に赴く。しかりといえども，一揆衆二十万人，富樫城を取り回く。故を以て，同九日城を攻め落とさる。皆生害して，富樫一家の者一人これを取り立つ。

**『蔭涼軒日録』**

> 叔和西堂（という禅僧）が語って言うには，「今月（**1488 年**）5 日，越前国府中（現在の福井県武生市）に行きました。それ以前，将軍の命を受けた越前の守護朝倉氏が**加賀国**に救援に赴きました。しかし，一向一揆勢 20 万人が富樫氏の高尾城を包囲し，9 日，攻め落として守護の**富樫政親**以下皆自害してしまいました。そこで一揆勢は，一族の者を一人選び（＝**富樫泰高**），名目上の守護としました。」

**泰高**ヲ**守護**トシテヨリ，百姓トリ立テ**富樫**ニテ候アヒダ，百姓等ノウチツヨク成テ，近年ハ**百姓ノ持タル国**ノヤウニナリ行キ候。

**『実悟記拾遺』**

> **富樫泰高**を守護にして以降，一向一揆勢が取り立てた富樫氏が名目上の守護であったので，百姓たちの力が強くなり，近年，**加賀国はまるで百姓の国のようになっている。**

# 22　戦国大名の分国法〔家法〕

**朝倉**が館之外，国内に**城郭**を構えさせましく候。惣別分限あらん者，**一乗谷**へ引越，郷村には**代官**計置かるべき事。

**『朝倉孝景条々〔朝倉敏景十七箇条〕』**

わが朝倉の城郭の他に，**領国内（越前国）に城郭を構えてはならない。すべての有力家臣は，一乗谷へ移り住み**，郷村には代官だけを置くようにせよ。

**駿・遠両国の輩**，或はわたくしとして他国より嫁をとり，或は婿にとり，娘をつかはす事，自今巳後停止し畢ぬ。

**『今川仮名目録』**

駿河・遠江両国の**今川家家臣の者は，勝手に他国より嫁をもらったり，婿を迎えたり，娘を嫁にやったりすることを，今後禁止する。**

一，　たうそくに付て，おやこのとかの事，おやのとかハこにかけへし。
一，　ひやくしやう，ちとうのねんくしよたう相つとめす，たりやうへまかりさる事，ぬす人のさいくたるへし。

**『塵芥集』**

一，　盗賊について，親子の罪のこと，**親の罪はその子にもかけよ。**
一，　**百姓が領主に納めるべき年貢や雑税を納めず，他の領主の所領へ逃げ去ることは，盗人の罪として処罰する。**

**喧嘩の事，是非に及ばず成敗を加ふべし。**但し，取り懸ると雖も，堪忍せしむるの輩に於ては，罪科に処すべからず。

**『甲州法度之次第〔信玄家法〕』**

**私闘は，その理由に関わらず全員を処罰せよ。**ただし，喧嘩を仕掛けられて，辛抱した者に関しては，無罪とせよ。

# 23　楽市令

定(さだめ)　**安土**(あづち)山下町中(さんげちょうじゅう)

一，　当所中**楽市**として仰せ付けらるるの上は，諸座・諸役・諸公事(くじ)等，ことごとく免許の事。

一，　往還(おうかん)の商人，上海道(かみかいどう)はこれを相留(あいとど)め，上下ともに当町に至り寄宿すべし。……

一，　普請(ふしん)免除の事。

一，　分国中**徳政**これを行うと雖(いえど)も，当所中は免除の事。

一，　喧嘩口論幷(ならびに)に国質・所質(ところじち)・押買・押売・宿の押借(おしかり)以下，一切停止(ちょうじ)の事。

『近江八幡市共有文書(もんじょ)』

> 安土城下の町中に関する定め
>
> 一，　ここを楽市の地として命じた以上は，**座は廃止し，種々の課役・雑税はすべて免除することとする。**
>
> 一，　往来する商人は，中山道(なかせんどう)を通行することはやめて，京へ上(のぼ)る者も下(くだ)る者も，この町に来て宿泊しなければならない。……
>
> 一，　土木建築事業に人夫を徴発することを免除する。
>
> 一，　**領国内で徳政を実施しても，この町では徳政の適用を免除することとする。**
>
> 一，　喧嘩・口論並びに国質（＝同国人への差し押さえ）・所質（＝同在所人への差し押さえ）・押し買い・押し売り・宿の押し借りなどは一切禁止する。

# 24　太閤検地

一，　仰せ出され候趣，**国人**幷**百姓**共ニ合点行候様ニ，能々申し聞すべく候。自然，相届かざる覚悟の輩之在るに於ては，城主にて候ハヽ，其もの城へ追入れ，各相談じ，一人も残し置かず，**なでぎり**ニ申し付くべく候。百姓以下ニ至るまで，相届かざるニ付てハ，一郷も二郷も悉く**なでぎり**仕るべく候。六十余州堅く仰せ付けられ，出羽・奥州迄そさうニハさせらる間敷候。たとへ亡所ニ成候ても苦しからず候間，其意を得べく候。山のおく，海ハろかいのつゞキ候迄，念を入るべき事専一に候。自然，各退屈するに於ては，**関白殿**御自身御座成され候ても，仰せ付けらるべく候。急与此返事然るべく候也。

（天正十八年）八月十二日　　　（秀吉朱印）

浅野弾正少弼とのへ

『浅野家文書』

一，　（検地について）申し渡したことの趣旨は，国人や百姓どもが納得するように，よくよく申し聞かすべきである。**もしも服従しない者がある場合は**，その者が城主であれば，これを城へ追い込め，奉行らが相談のうえで**一人残らず皆殺しにせよ**。また，百姓以下の者までも従わぬ場合には，**一郷でも二郷でもことごとく皆殺しにせよ**。日本全土60余州に堅く命令したからには，**出羽・陸奥国までも手を抜いてはならない。たとえ田畑に耕作者がいなくなってしまってもよいから，この旨を十分に承知せよ。山の奥，海は艪・櫂の届くところまでくまなく，念を入れて（検地を）実施せよ**。もし，担当者がなおざりにするなら，関白秀吉様ご自身がお出かけになられ，直々にお命じになられるであろう。必ずこの命令についての返答を提出せよ。

1590年8月12日　　　（秀吉朱印）

**浅野長政**殿へ

# 25　バテレン〔宣教師〕追放令

一，　**日本ハ神国**たる処，**きりしたん国**より邪法を授け候儀，太以て然るべからず候事。

一，　其国郡の者を近付け門徒になし，**神社仏閣を打破る**の由，前代未聞に候。……

一，　**伴天連**，其知恵の法を以て，心ざし次第に檀那を持ち候と思召され候へハ，右の如く日域の仏法を相破る事曲事に候条，**伴天連**の儀，日本の地ニハおかせられ間敷候間，**今日より廿日の間ニ用意仕り帰国すべく候。**……

一，　**黒船の儀ハ商売の事に候間**，各別に候の条，年月を経，諸事売買いたすべき事。

天正十五年六月十九日

『松浦文書』

---

一，　**日本は神国であるから，キリスト教国より邪教を伝道されることは，極めて不都合なことである。**

一，　（大名が）自分の領地の者にキリスト教を奨めて信徒とし，神社仏閣を打ち壊しているということなど，前代未聞のことである。……

一，　宣教師たちが，さまざまな知識でもって布教し，その者たちは自らの意思で信者になっていると（秀吉様は）お考えであったが，このように強制的に入信させ，日本の仏教を破壊するのは，けしからぬことである。**もはや宣教師たちを日本に置いておくことはできない。今日から20日以内に準備して帰国するようにせよ。……**

一，　**南蛮船は，商売のことであるから，宣教師とは別の話である。今後とも永くいろいろと売買するようにせよ。**

**1587年**6月19日

---

# 26　刀狩令

一，　諸国百姓，**刀**，**脇差**，弓，やり，**てつはう**，其外**武具**のたぐひ所持候事，堅く御停止候。其子細は，入らざる道具をあひたくはへ，年貢･所当を難渋せしめ，自然，**一揆**を企て，給人にたいし非儀の動をなすやから，勿論御成敗あるべし。然れば其所の田畠不作せしめ，知行ついえになり候の間，其国主，給人，代官として，右**武具**悉取りあつめ，進上致すべき事。

一，　右取をかるべき**刀**，**脇差**，ついえにさせらるべき儀にあらず候の間，今度**大仏**御建立の釘，かすかひに仰せ付けらるべし。然れば，今生の儀は申すに及ばず，来世までも**百姓**たすかる儀に候事。

一，　**百姓**は**農具**さへもち，耕作専に仕り候へハ，子々孫々まで長久に候。**百姓**御あはれミをもって，此の如く仰せ出され候。誠に国土安全万民快楽の基也。……各其趣を存知，百姓は農桑を精に入べき事。

右道具急度取り集め，進上有るべき候也。

天正十六年七月八日（秀吉朱印）

『小早川家文書』

---

一，　**諸国の百姓が，刀・脇差・弓・槍・鉄砲，その他武具類を持つ事を厳禁する。** その理由は，不要な道具を持っていると，年貢・雑税を出し渋り，万一，**一揆を企て**領主に対し不法を働くことになれば，当然処罰される。そうすれば，その田畑は耕作されず，領地は荒廃してしまうのである。そこで，国主･給人･代官は，これらの武具を残らず取り集め，差し出すようにせよ。

一，　**このように没収して取り置かれる刀・脇差は無駄になるのではない。このたび，（京都の方広寺に）大仏をご建立される際の，釘やかすがいに使うつもり**である。そうすれば，現世は言うまでもなく，来世までも百姓は救済されることであろう。

一，　**百姓は農具のみ持って耕作に専念していたならば，子々孫々まで長く栄えるであろう。百姓の事をお考えになって，このようにおっしゃったのである。**（刀狩令は）誠に国土安全，万民快楽の要である。……それぞれがその趣旨をよく理解し，百姓は農業と養蚕に精を出すように。

これらの道具，確実に取り集め，差し出すようにせよ。

1588 年７月８日（秀吉朱印）

＜Note＞

# 第７講　確認テスト

1　『歎異抄』を著した，親鸞の弟子とは？

①法然　②唯円　③覚如　④蓮如

2　『二条河原の落書』は，何に対する風刺・批判が書かれた物か？

①永仁の徳政令　②得宗北条高時の失政
③建武の新政　④南北朝の争乱

3　1352年，『(観応)半済令』を出した人物とは？

①足利尊氏　②足利直義　③高師直　④足利義詮

4　1401年，足利義満が明に派遣した正使とは？

①大内義弘　②祖阿　③肥富　④瑞溪周鳳

5　1428年，正長の徳政一揆を平定した管領とは？

①細川頼之　②斯波義将　③畠山満家　④細川勝元

6　「山城の国一揆」で，軍勢が国外に退いた守護大名家とは？

①土岐氏　②山名氏　③赤松氏　④畠山氏

7　1488年，一向一揆勢に高尾城を落とされた，加賀国の守護大名とは？

①朝倉孝景〔敏景〕　②大内政弘　③富樫政親　④富樫泰高

8　分国法中最大の171条からなる『塵芥集』を編纂した戦国大名とは？

①伊達稙宗　②伊達政宗　③六角義治　④最上義光

9　楽市令が出された場合，原則的に禁止となったものは？

①馬借　②為替〔替銭〕　③撰銭　④徳政

10　太閤検地が始まった年に起きた出来事として正しいものはどれか？

①山崎の戦い　②賤ケ岳の戦い
③小牧・長久手の戦い　④関東・奥州平定

11　1587年，バテレン〔宣教師〕追放令が出された都市とは？

①大坂　②博多　③小田原　④名護屋

12　刀狩令の口実となった木像大仏が造立された方広寺は，どこにある寺院か？

①安土　②伏見　③大坂　④京都

解答

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ② | 2 | ③ | 3 | ① | 4 | ② | 5 | ③ |
| 6 | ④ | 7 | ③ | 8 | ① | 9 | ④ | 10 | ① |
| 11 | ② | 12 | ④ | | | | | | |